

【商品概要説明書】

(令和4年4月1日現在)

商 品 名	しんきんカードローン
ご 利 用 いただける方	次の条件をすべて満たされる方（ご融資極度額50万円、100万円） (1)満18歳以上65歳未満の方 (2)安定継続した収入のある方 (3)当金庫の営業地区内に居住あるいは勤務されている方 ※当金庫の営業地域：愛媛県全域 (4)（一社）しんきん保証基金の保証が得られる方 (5)当金庫が貸付を実行して差し支えないと認めた方 (6)日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者の方 (7)次のいずれにも該当しない方 ①仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始等の申立があった方 ②租税を滞納して督促を受けた方、または保全差押を受けた方 ③延滞債務のある方 ④手形交換所の取引停止処分があった方 ⑤信用を失墜した方 ⑥制限行為能力者である方 ⑦反社会的勢力 ※当金庫の本支店いずれか1店舗で、お一人1口座のお取扱いとします 【WEB完結型をご希望される方】 上記(1)~(7)に加え、次の(8)~(11)に該当する方が対象となります。 (8)普通預金口座（返済用口座）を保有している方 (9)運転免許証またはパスポートを保有している方 (10)当金庫にて犯罪収益移転防止法上の取引時確認が完了している方 (11)インターネット（スマホ等）にて申込が可能な方
お使いみち	自由（事業資金は除きます）
ご融資極度額	50万円・100万円の2種類
ご契約期間	契約日から2年目の応当月の月末まで（原則、自動更新とします。ただし更新予定日時点で満70歳以上の方は更新いたしません）
ご融資利率	極度額50万円：年16.5%（固定金利） （ただし、当金庫のお借入残高が100万円以上の方は14.6%） 極度額100万円：年14.6%（固定金利） なお、詳しい内容につきましては窓口までお問い合わせください。
お利息の計算方法	毎日最終残高について付利単価を100円とした1年を365日とする日割計算
お利息の支払い方法	お利息は、毎年2月と8月の第3土曜日までのお利息を計算のうえ、翌日（日曜日）ご利用残高に組み入れるものとします。
ご返済方法	随時返済方式 ※元金の返済につきましては、随時（いつでも）、お客様の任意の金額をご入金することによりご返済できます。
担保・保証人	（一社）しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので、担保・保証人は不要となります。
保証料	保証料はご融資金利に含みます。
延損害金	年18.25%

<p>お申し込み時にご用意いただくもの</p>	<p>(1)運転免許証 ※運転免許証を取得していない方は次のいずれか ①個人番号カード（表） ②パスポート ③顔写真付住民基本台帳カード ④健康保険証 ⑤運転経歴証明書 ※お申込人が日本国籍以外の方は、上記のほか、さらに次のいずれか ①在留カード ②特別永住者証明書 ③外国人登録証明書 ④住民票抄本（在留資格の記載があるもの） (2)ご印鑑（ご返済用の普通預金口座をすでにお持ちの場合は、お届け印をお持ちください。）</p>
<p>その他 ご留意事項</p>	<p>(1)ご契約時に契約に伴う印紙代が必要となります。（WEB 完結型では必要ありません。） (2)お申込みに際しては、当金庫および（一社）しんきん保証基金が与信取引上の判断のため、両者の加盟する個人信用情報機関および同機関が連携する個人信用情報機関にお客様の個人情報が登録される場合にはそれを利用するとともに、お客様の個人情報が当該情報機関に登録され、同機関および提携信用情報機関の加盟会員の与信取引上の判断のために利用されます。個人信用情報に関するくわしい内容につきましては、窓口までお問い合わせください。 (3)審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 (4)WEB 完結でのお手続きを希望する場合でも、当金庫の事務手続き上、来店型でのお手続きへ変更させていただく場合がございます。 (5)WEB 完結型は来店型に比べて日数がかかる場合がございます。お急ぎの場合は、来店型にてお申込みください。</p>
<p>苦情処理措置 ・ 紛争解決措置</p>	<p>(1)苦情処理措置 ①本商品の苦情等は、当金庫の営業店またはコンプライアンス室（月～金【祝日、12月31日～1月3日を除く】9時～17時30分、電話：0895-23-7000）にお申し出ください。 ②当金庫のほかに、（一社）全国信用金庫協会が運営する全国しんきん相談所（月～金【祝日、12月31日～1月3日を除く】9時～17時、電話：03-3517-5825）でもお申し出を受け付けています。 (2)紛争解決措置 ①愛媛弁護士会紛争解決センター（電話：089-941-6279）で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記コンプライアンス室にお申し出ください。また、お客さまから、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 ②東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話:03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直</p>

	<p>接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
--	---